

香川県監査委員公表第1号

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事及び香川県教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月9日

香川県監査委員 石川 豊
同 辻村 修
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

包括外部監査の結果に対する措置状況

1 他主体との事業分担・運営の合理性と実施にかかる内部体制

区分	項目	指摘内容（要約）	講じた措置等
義務教育	給与制度	(1)特別昇給 成績特別昇給には各種の制度があるが、それぞれの導入の経緯の記録が残されていない。人事制度に関する意思決定資料は、その意思決定による効果が消滅するまで残されている必要がある。	今後の制度の決定においては、導入の経緯等について明記することとした。
		教育実践優秀表彰特別昇給は「勤務成績が特に優秀であることにより表彰を受けた場合……上位の号給に昇給させることができる」という特別昇給の条件に見合うものであるが、その他の制度は評価に基づく決定がされるものの、持ち回りのな運用となっている。	平成17年度の人事委員会報告、国や他県の状況なども踏まえ、勤務実績に基づく昇給制度の導入を行った。
		(2)退職手当 定年前早期勤奨退職の特例制度は、「退職勤奨実施要領」により退職日を各年度末とし、年度途中退職は特段の事由がない限り認めないと、規定されている。平成16年度の勤奨退職者のうち2名が年度途中であり、それについては一定の合理性は認められるが、手続き面では通常の勤奨退職と同様の書類が作成されているだけで、検討の過程、意思決定の根拠等を記録として残しておく必要がある。	今後は検討の過程、意思決定の根拠等を明記することとした。

		<p>教員の年齢別人員構成を適正にするための施策として定年前早期勤奨退職の特別制度を位置づけしているのに関わらず、知事部局と同一の制度となっている。それぞれの年齢別人員構成にあわせて、知事部局とは異なる制度設計が必要である。この制度設計に関して、教員の構造も意識されていたのか、文書化されている決定過程からは読み取れない。</p>	<p>制度設計に関しては、教員の年齢別人員構成も踏まえながら、県職員全体の制度として決定されたものであるが、今後の制度設計においては、その考え方を明記することとした。</p>
県立病院	<p>購買業務について (中央病院)</p>	<p>薬品の購買品目や方針の決定は、薬事委員会によることとされている。また、診療材料は診療材料委員会によって決定される。</p> <p>薬品や診療材料の購入方針・新規薬品や新規材料の決定の経緯・理由について記載された議事録の作成が必要である。</p>	<p>平成18年度より、対応済みである。</p>
		<p>薬品の購入に当たり見積り合せが行われている状況はなく、随意契約において2人以上の者から見積書を徴しなかった場合は、執行伺書の内容欄にその理由を付記することとされているが、その記載がない。</p> <p>また、随意契約の理由につき、具体的に「競争入札に適さない」理由について記載されていない。</p>	<p>平成18年度より、対応済みである。</p>
	<p>在庫管理について (中央病院)</p>	<p>薬品の棚卸表・棚卸集計表においては、棚卸差異が表示されるシステムとなっているが、差異について調整後の集計表のみ保管されており、差異調整の過程が明確になっていない。</p>	<p>平成18年10月より、高額な薬品については対応済みである。</p>
		<p>診療材料の物流管理システム委託契約について随意契約がなされているが(業者選定手続きは妥当)、その理由として会計規則の条文しか記載されていないことは不適当である。</p>	<p>平成18年度より、対応済みである。</p>
	<p>繰出金の妥当性</p>	<p>(1) 公的活動に関する経費・看護師養成費</p>	<p>一般会計からの繰出金については、国の繰出基準では具</p>

		<p>負担金の額は単価×時間で求められるが、授業時間のみを集計しているため、実際に職務を離れた時間とは異なる。実際にかかった費用を把握するためには職務を離れた時間を使用すべきである。</p> <p>(2) 公衆衛生事業に要する経費：精神・酒害・予防</p> <p>精神医療相談・酒害相談を丸亀病院で行っているが、その内容は丸亀病院の入院患者への対応割合が多く、これはむしろ丸亀病院の経営自体に関するものと考えべきであり、広く一般に対する公衆衛生負担金としての要件は充たさない。</p> <p>精神医療相談について、平日の勤務時間の運営であり、ケースワーカーを配置している。保健師1名との合計2名としていることの妥当性は疑問である。</p>	<p>体的な積算方法が示されていない中で、経営改善を図りながら、これまでも、順次見直しを行ってきたところである。</p> <p>平成19年度からは、県の財政事情が厳しいことや、経営改革の進捗状況を客観的に評価できるようにするため、収益的収支の負担金については、改めて精査し、負担額を固定化する方向で調整している。</p>
		<p>(3) 高度医療機器の運営に要する経費</p> <p>機器購入時の院内委員会での決定過程につき、記録が残されていない。高度医療機器に該当すると判断した根拠として、政策医療への貢献について検討された記録が残されている必要がある。</p> <p>また、入札業者も検討されているが、その選定過程については文書として残っていない。</p>	<p>平成18年度より、対応済みである。</p>
		<p>対象医療機器の減価償却費に対応する部分を計算し負担金としている。減価償却費自体は経費に含まれているため、他の繰出金の経費計算に含まれ、2重に支出されている部分があるが、そもそもそのような負担金は収支差額を補填するものが多く、それ自体問題のあるものである。</p>	<p>平成17年度より、対応済みである。</p>
		<p>(4) SARS診療経費</p>	<p>一般会計からの繰出金につ</p>

	<p>各病院での病院職員のインフルエンザ予防接種の費用が計上されているが、病床が設けられている白鳥病院以外での予防接種料金についてまでの妥当性は疑問である。</p> <p>(5)丸亀病院の運営に関する経費 一般的に精神病院に関する保険点数は少ない＝収益力は弱いとの認識はあるが、丸亀病院で他の県立病院よりも点数が低くなる理由を分析し、特殊医療に該当する部分を区分することも必要である。</p> <p>(6)精神病治療のための特殊勤務手当経費 割高である理由が特定されていない。特殊医療に該当する部分を区分することも必要である。</p> <p>(7)老人性痴呆疾患センターの運営経費 丸亀病院の「運営に関する経費」及び「精神病治療のための特殊勤務手当経費」と計算上重複する部分がある。</p> <p>(8)企業債支払利息に要する経費・企業債償還元金に要する経費 建物に関する企業債返済部分は、他の負担金で減価償却費として諸経費に計上され補填された部分と重複して負担金とされている部分がある。</p> <p>平成11年の包括外部監査によって、債務の返済部分に対する負担金・補助金の受入を収益計上することは妥当ではなく、長期債務の計上される資本の部の剰余金として受入れるべきであると指摘されているが、一部については是正が行われているが、従来通り収益に計上されているものあり、一貫性がなく、措置としては妥当ではない。</p>	<p>いては、国の繰出基準では具体的な積算方法が示されていない中で、経営改善を図りながら、これまでも、順次見直しを行ってきたところである。</p> <p>平成19年度からは、県の財政事情が厳しいことや、経営改革の進捗状況を客観的に評価できるようにするため、収益的収支の負担金については、改めて精査し、負担額を固定化する方向で調整している。</p> <p>平成19年度当初予算から全て是正する方向で調整している。</p>
補助金・負担	法規上の補助金の要件は厳しく、	一般会計からの繰出金につ

	金	<p>災害など特殊な事項に限られている。その点からは、現在の全ての補助金は要件を充たしていない。</p> <p>また、繰出の承認は予算の承認を通して行われているが、個々の負担金・補助金の政策性の検討、立証は充分に行われている状況にはない。繰出の法令根拠・政策性を果たしていることの検討・説明が行われる必要がある。</p>	<p>いては、国の繰出基準では具体的な積算方法が示されていない中で、経営改善を図りながら、これまでも順次見直しを行ってきたところである。</p> <p>補助金については、今後、段階的に廃止する方向で調整している。</p> <p>また、平成19年度からは、県の財政事情が厳しいことや、経営改革の進捗状況を客観的に評価できるようにするため、収益的収支の負担金については、改めて精査し、負担額を固定化する方向で調整している。</p>
	がん検診センター	<p>検診センターの土地・建物は一般会計から無償で貸与されているが、毎年徴収すべき金額を算定した上で、その免除という形の承認を受けべきである。</p>	<p>平成18年度より、対応済みである。</p>
県庁舎	庁舎管理に関する委託契約	<p>庁舎の清掃委託は、母子及び寡婦福祉法を根拠に清和会に随意契約を行っている。当契約については、委託する清掃の内容・価格につき、他の庁舎の委託状況や価格を比較するものが残されていない。</p>	<p>清和会から委託契約の算定見積りを徴収し、積算根拠を検討したうえで契約を締結している。</p> <p>また、清和会に随意契約により清掃委託している庁舎は、18年度から競争入札を順次拡大することとした。</p>